

## 吉川市資源回収奨励補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、吉川市において地域住民で組織する団体（以下「団体」という。）が資源回収を実施することに対し、市が奨励補助金を交付することにより、ごみの減量化による処理経費の節減並びに市民の環境美化及び資源の有効利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「資源」とは、不要になった新聞紙、雑誌、段ボールシート、ミルクカートン用紙、雑紙及び衣類（下着及び靴下類を除く。以下同じ。）をいう。

2 この要綱において、「雑紙」とは、新聞紙、雑誌、段ボールシート及びミルクカートン用紙以外で古紙の原料となる紙をいう。

### (対象団体)

第3条 奨励補助金の交付を受けることができる団体は、おおむね15世帯以上からなる営利を目的としない団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 奨励補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する団体の構成員の家庭から回収した雑紙を含む資源を市の登録を受けた事業者（以下「引取業者」という。）に引き渡す事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に定める市が行う紙又は衣類の収集の日に行った事業は、補助対象事業としない。

### (奨励補助金の額)

第5条 奨励補助金の額は、補助対象事業により引取業者に引き渡した資源1キログラム当たり次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。この場合において、1キログラム未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(1) 新聞紙、雑誌、段ボールシート又は衣類 4円

(2) ミルクカートン用紙又は雑紙 6円

### (交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、吉川市資源回収奨励補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

2 規則第4条第1項に規定する市長の定める期日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 4月から6月までの間に行った補助対象事業 7月10日

(2) 7月から9月までの間に行った補助対象事業 10月10日

(3) 10月から12月までの間に行った補助対象事業 1月10日

(4) 1月から3月までの間に行った補助対象事業 3月31日

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長の定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 吉川市資源回収実績報告書（様式第2号）

(2) 団体名、引取日並びに資源の種類及び数量が記載されている引取業者が発行した書面

4 規則第4条第3項の規定により、規則第4条第1項中第2号及び第3号並びに同条第2項中第1号から第4号までに掲げる事項は、省略するものとする。

（奨励補助金交付の条件）

第7条 規則第6条第2項の規定により奨励補助金の交付に次の条件を付する。

(1) 1年度当たり2回以上資源を引取業者に引き渡すこと。

(2) 市の行うごみ減量施策に協力すること。

（交付決定）

第8条 規則第7条の交付決定通知書は、奨励補助金交付決定通知書（様式第3号）とする。

2 市長は、申請書を受けた場合において、次のいずれかに該当するときは、速やかに当該申請書を提出したものに奨励補助金不交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(1) 当該申請書を提出したものが第3条に規定する団体に該当しないとき。

(2) 当該申請書に係る事業が補助対象事業に該当しないとき。

(3) 当該申請書を受けた日が第6条第2項に定める市長の定める期日の翌日以後であったとき。

（奨励補助金の支払）

第9条 市長は、奨励補助金交付決定通知書を交付したときは、速やかに奨励補助金を支払わなければならない。

（実績報告の省略）

第10条 規則第13条の規定にかかわらず、同条の規定による報告書の提出は、要しない。

（額の確定通知の省略）

第11条 規則第14条の規定にかかわらず、同条の規定による額の確定通知は、しないものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、規則第16条第1項の規定により奨励補助金の交付の決定を取り消すときは、奨励補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定通知書の交付を受けたものに対して通知するものとする。

（返還命令）

第13条 規則第17条第1項の規定による補助金の返還命令は、奨励補助金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（書類の整備等）

第14条 奨励助成金を受けた者は、補助対象事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(引取業者の要件)

第15条 引取業者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 資源を適正に他の製品の原料にできること。

(2) 資源を正確に計量できること。

(3) 第18条第1項第1号又は第2号の規定により引取業者の登録を抹消された日から2年を経過していない者でないこと。

(引取業者の登録)

第16条 第4条の登録を受けようとする者は、吉川市資源回収引取業者登録申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 登録を受けようとする者に係る商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書

(2) 資源の原料化への流れが記載された書面

(3) 資源を計量する特定計量器について計量法(平成4年法律第51号)第25条第1項の規定による検査を受け、埼玉県知事に届け出た場合にあっては、同条第3項の証明書

2 市長は、前項の規定により吉川市資源回収引取業者登録申請書を受けた場合は、速やかに内容を審査し、その結果を吉川市資源回収引取業者登録・不登録決定通知書(様式第8号)により当該吉川市資源回収引取業者登録申請書を提出した者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による審査をする場合において、第1項第3号に掲げる書類の提出がなかったときは、吉川市資源回収引取業者登録申請書を提出した者が資源を計量する特定計量器に計量法第24条第1項の定期検査済証印が付されているかどうかを職員に確認させなければならない。

4 市長は、吉川市資源回収引取業者登録・不登録決定通知書により引取業者として登録する旨を通知したときは、吉川市資源回収引取業者登録申請書に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成するとともに、速やかに告示しなければならない。

(引取業者に係る届出)

第17条 引取業者は、吉川市資源回収引取業者登録申請書に記載した事項に変更があったときは、吉川市資源回収引取業者登録内容変更届(様式第9号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 引取業者は、資源を引き取る事業を廃止したときは、吉川市資源回収引取業者廃止届(様式第10号)により速やかに市長に届け出なければならない。

3 前条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。この場合において、前条第4項中「吉川市資源回収引取業者登録・不登録決定通知書により引取業者として登録する旨を通知したとき」とあるのは、「吉川市資源回収引取業者登録内容変更届又は吉川市資源回収引取業者廃止届を受けたとき」と読み替えるものとする。

(引取業者の登録の抹消)

第18条 市長は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 補助対象事業において不正があったとき。
- (3) 1年以上にわたり資源を引き取らなかったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、吉川市資源回収引取業者登録抹消通知書(様式第11号)により当該登録を抹消した者に通知し、当該抹消に係る電磁的記録を作成するとともに、速やかに告示しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。